

静岡県告示第488号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年5月7日、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和3年5月14日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	清水港周辺、静岡海岸周辺、蒲原、用宗の各一部	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
浜松市	北区引佐町伊平の一部	〃
沼津市	第2地区、東駿河湾環状線第1地区の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	箱根山の一部	〃
富士宮市	淀平町、淀師の各一部	〃
伊東市	湯川、松原の各一部	〃
島田市	御仮屋町、道悦一丁目、旭二丁目、本通七丁目、川根町家山、川根町身成の各一部	〃
富士市	前田、田子浦、依田橋の各一部	〃
磐田市	森本、立野、見付、掛塚、虫生の各一部	〃
焼津市	塩津、焼津、三ヶ名、下小田、田尻北、北新田、東小川一丁目、東小川二丁目、東小川三丁目、東小川五丁目、焼津一丁目、焼津二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、焼津五丁目、小川、小川新町五丁目、鯛ヶ島、浜当目一丁目、浜当目二丁目、浜当目三丁目、浜当目四丁目、栄町六丁目の各一部	〃
掛川市	二瀬川、八坂、日坂の各一部	〃
藤枝市	青南町、大手一丁目の各一部	〃
御殿場市	沼田、東田中、印野、板妻の各一部	〃
袋井市	岡崎、新堀の各一部	〃
下田市	一丁目、二丁目、四丁目、西本郷一丁目、敷根の各一部	〃
裾野市	深良、岩波、稻荷の各一部	〃
湖西市	向島の一部	〃
伊豆市	冷川、徳永の各一部	〃
伊豆の国市	南江間の一部	〃
東伊豆町	片瀬、白田の各一部	〃
河津町	笹原、谷津の各一部	〃

南伊豆町	湊、手石、青市の各一部	〃
松崎町	松崎、江奈、宮内の各一部	〃
西伊豆町	仁科の各一部	〃
清水町	新宿の一部	〃
静岡県森林組合 連合会	静岡市相俣の一部 浜松市龍山町下平山、龍山町戸倉、春野町宮川、春野町川上 、水窪町奥領家の各一部 掛川市孕石、荻間の各一部 森町三倉の一部	〃
計	26市町1組合	